

令和 7年 3月 3日開会

令和 7年 3月 日閉会

## 令和7年第1回八百津町議会（定例会）議案

八百津町議会

# 令和7年第1回八百津町議会定例会議事日程表（第3日）

令和7年3月21日 午 時 分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議案第1号 八百津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第2号 八百津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 八百津町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 八百津町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 八百津町明日のまちづくり基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第10 議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第11 議案第9号 八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 八百津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 八百津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 八百津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 八百津町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 6	議案第 1 4 号	八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	
日程第 1 7	議案第 1 5 号	八百津町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第 1 8	議案第 1 6 号	八百津町水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	
日程第 1 9	議案第 1 7 号	令和 6 年度八百津町一般会計補正予算 (第 8 号)	
日程第 2 0	議案第 1 8 号	令和 6 年度八百津町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)	
日程第 2 1	議案第 1 9 号	令和 7 年度八百津町一般会計予算	
日程第 2 2	議案第 2 0 号	令和 7 年度八百津町国民健康保険特別会計予算	
日程第 2 3	議案第 2 1 号	令和 7 年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算	
日程第 2 4	議案第 2 2 号	令和 7 年度八百津町介護保険特別会計予算	
日程第 2 5	議案第 2 3 号	令和 7 年度八百津町水道事業会計予算	
日程第 2 6	議案第 2 4 号	令和 7 年度八百津町下水道事業会計予算	
日程第 2 7	議案第 2 5 号	八百津町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	
日程第 2 8	議案第 2 6 号	町道の路線認定について	
日程第 2 9	議員提出議案第 1 号	八百津町議会委員会条例の一部を改正する条例について	
日程第 3 0	議員提出議案第 2 号	八百津町議会会議規則の一部を改正する規則について	
日程第 3 1	議員提出議案第 3 号	八百津町議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程の制定について	
日程第 3 2	議案第 2 7 号	八百津町副町長の選任につき同意を求めることについて	1
日程第 3 3	議員提出議案第 4 号	再審法改正を求める意見書の提出について	2
日程第 3 4	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について		5



議案第27号

八百津町副町長の選任につき同意を求めることについて

八百津町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月21日提出

八百津町長 金子政則

住 所 八百津町

氏 名 古田 功

議案第28号

固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）  
第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年3月21日提出

八百津町長 金子政則

住 所 八百津町

氏 名 古田 功

議員提出議案第4号

再審法改正を求める意見書の提出について

再審法改正を求める意見書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第1項及び八百津町議会会議規則（昭和38年八百津町議会規則第3号）第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和7年3月21日提出

提出者	八百津町議会議員	長谷川 泰 幸
賛成者	同	三 宅 和 行
同	同	後 藤 香代里
同	同	渡 邊 成 章

八百津町議会

議 長 安 藤 峰 行 様

## 再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、住民がえん罪被害に遭う可能性がある地方自治体にとっても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題といえる。

えん罪被害を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになって、その中にあった有罪に疑義を生じさせる証拠がえん罪被害を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要不可欠である。しかし、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判所や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害を一刻も早く救済するために、以下のとおり再審法を速やかに改正すべきである。

- 1 捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
- 3 以上のほか、えん罪被害の救済に資するように再審請求手続の審理のあり方に関す

る規定を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月21日

岐阜県八百津町議会

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
法務大臣 様

閉会中の継続調査の申し出について

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、八百津町議会会議規則（昭和38年八百津町規則第3号）第71条の規定により申し出ます。

令和7年3月21日

議会運営委員会

委員長 加藤良治

- 1 事 件      (1) 次期定例会及び臨時会の会期等について
- (2) 議会運営の効率化に関する調査について
- (3) 議長の諮問事項に関する調査について

八百津町議会

議 長 安 藤 峰 行 様